2024年12月2日より
従来の健康保険証の新規発行は
終了となります

2024年12月2日より健康保険証は新規発行せず、
マイナンバーカード(※)が健康保険証の役割を担います。
2025年12月2日から従来の健康保険証は完全廃止となります。
従来の健康保険証廃止にあたり、下記の内容をご確認ください。

(※)健康保険証の役割を担ったマイナンバーカードをマイナ保険証といいます

マイナ保険証を登録する

▲iPhone　▲Android

登録時に必要なものをチェック！

❶ ご本人のマイナンバーカード
❷ スマホまたはPC+ICカードリーダー（マイナンバーカード読取対応のもの）
❸ アプリ「マイナポータルＡＰ」のインストール

●スマートフォンからの登録●

「マイナポータルAP」を起動し
「健康保険証利用申込」をタップ

●医療機関や薬局で登録●

※顔認証付きカードリーダー対応の医療機関･薬局に限る

顔認証付きカードリーダーに
マイナンバーカードを置き
各種同意を取得

顔認証付きカードリーダーの種類は様々です
医療機関･薬局にてご確認ください。

利用規約等を確認して同意する

数字4桁の暗証番号を入力

マイナンバーカードをスマホに押し当て
読み取り開始ボタンを押す

数字4桁の暗証番号を入力or顔認証

マイナンバーカードを
読み取り機から取り出す

登　録　完　了　！

マイナ保険証なしで受診する時は…

【2025年12月1日まで】 従来の健康保険証を使用できます。
【2025年12月2日以降】 マイナ保険証の代替えになる**「資格確認書」**を医療機関に提示してください。

- ■ 有効期限は**1年間**
- ■ 有効期限内に退職等で資格を喪失した場合は**返却必須**
- ■ 交付方法
  - ①マイナ保険証未登録の方
    →ミサワホーム健康保険組合より
    2025年11月ごろから順次発行予定です。
  - ②マイナ保険証登録済みだがマイナンバーカードの紛失等
    資格確認書が必要な方
    →営業担当へご連絡をお願いいたします。

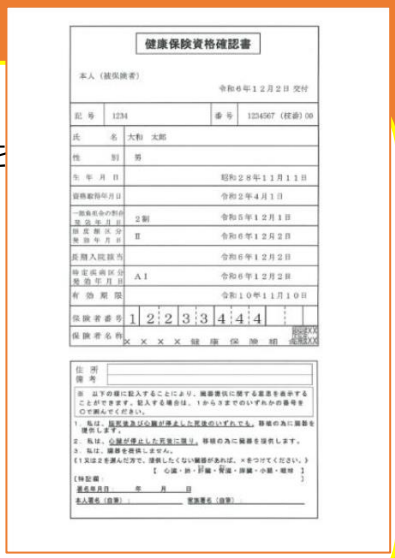

▲資格確認書

マイナ保険証がエラー等で使用できない時に医療機関を受診する時は…

マイナ保険証と**「資格情報のお知らせ」**を医療機関に提示してください。

「資格情報のお知らせ」は
2024年6月から従業員の皆様へ発送済みです。
2024年12月2日時点で未着の方は
2024年12月2日以降、順次発送予定です。

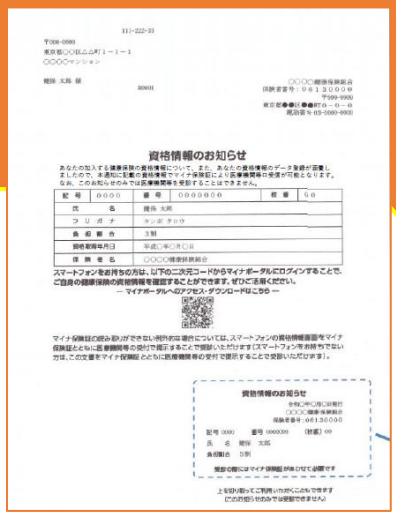

▲資格情報のお知らせ

マイナ保険証を使うメリット

1. 質のよい医療が受けられる

マイナ保険証を使用して受診すれば、
初めての医療機関でも
特定健診や薬剤・診療情報が医師等と
共有でき、より適切な医療を受けれらます。
※受診時に本人が同意した場合のみ

2. 手続きなしで高額な窓口負担が不要

本人が同意すれば高額療養費制度に基づき、自身の限度額を超える医療費の立替払いが不要になります。
健康保険組合への手続きも必要なし！

従来の健康保険証の取扱について

**従来の健康保険証は
破棄せずお持ちください。**

2025年12月1日までは
経過措置として
従来の健康保険証が使用可能です。
2025年12月1日までに退職等で
資格を喪失した場合は
従来の健康保険証の返却が必要です。
2025年12月2日以降は、ご自身で破棄をしていただいて問題ありません。